
資料編

1 大泉町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 10 日

条例第 26 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、大泉町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(用語)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 4 条 子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (6) その他町長が必要があると認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年大泉町条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成29年12月19日）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 大泉町子ども・子育て会議委員名簿

(任期：H29.11.26～R1.11.25)

No.	委員氏名	選出基準	所属団体・役職等	備考
1	米澤 雄大	事業主を代表する者	丘山商事株式会社 代表取締役	(H30.4.16～)
2	片瀬 雅也	労働者を代表する者	パナソニックアプライアンス労働組合 群馬地区支部委員長	
3	横山 みどり	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	大泉町立南小学校長	(H30.4.1～)
4	福島 誠一		大泉町立西中学校長	(H30.4.1～)
5	熊谷 和子		聖クララ幼稚園長	
6	福田 博美		松原幼稚園長	
7	福田 紀子		大泉町立南保育園長	
8	高橋 実幸		(社福 三吉)私立みよし保育園長	
9	関 信子		大泉町ファミリー・サポート・センター長	
10	齋藤 ソノ子		大泉保育福祉専門学校長	【会長】
11	齋藤 直子		大泉町民生委員児童委員副会長	【副会長】
12	堀本 幸子	大泉町児童館運営委員会会長		

(敬称略)

(任期：R1.11.26～R3.11.25)

No.	委員氏名	選出基準	所属団体・役職等	備考
1	松村 純子	子どもの保護者		
2	船引 美香			
3	米澤 雄大	事業主を代表する者	丘山商事株式会社 代表取締役	
4	片瀬 雅也	労働者を代表する者	パナソニックアプライアンス労働組合 群馬地区支部書記長	
5	横山 みどり	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	大泉町立南小学校長	
6	福島 誠一		大泉町立西中学校長	
7	熊谷 和子		聖クララ幼稚園長	
8	西本 良枝		みよし第二幼稚園長 (認定こども園 さくら保育園長)	
9	柿沼 ふじ代		大泉町立西保育園長	
10	吉田 久江		(社福 泉会)私立坂田保育園長	
11	関 信子		大泉町ファミリー・サポート・センター長	
12	齋藤 ソノ子		大泉保育福祉専門学校長	【会長】
13	齋藤 直子	大泉町民生委員児童委員副会長	【副会長】	
14	川島 銀一	大泉町児童館運営委員会会長		

(敬称略)

3 計画策定経緯

回	開催日	議 題
平成 30（2018）年度		
第 1 回	11 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ○大泉町子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査について ○大泉町児童館の指定管理者の候補者について ○放課後子ども教室について
第 2 回	3 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ○大泉町子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査の結果について ○特定教育・保育施設の利用定員について ○みよし幼稚園幼保連携型認定こども園移行について ○放課後子ども教室について
令和元（2019）年度		
第 1 回	8 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ○第 2 期大泉町子ども・子育て支援事業計画について ○今後のスケジュールについて
第 2 回	9 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ○第 2 期大泉町子ども・子育て支援事業計画パブリックコメント（計画素案）について
第 3 回	11 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ○第 2 期大泉町子ども・子育て支援事業計画パブリックコメント（計画素案）について ○放課後子ども教室について
第 4 回	2 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ○第 2 期大泉町子ども・子育て支援事業計画パブリックコメントの結果について ○特定教育・保育施設の利用定員について

4 用語集

あ行		
あかちゃん広場		町内在住のおおむね1歳未満の乳幼児とその保護者を対象に、子どもたちがのびのび遊べる児童館で、リズム遊びや親子遊び、育児相談などを通して子育て支援をする場
NPO（特定非営利活動）法人		特定非営利活動法人のことで、日本の特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的として設立された法人
延長保育事業		保護者の就労形態等の事情で、保育できない児童を通常の保育時間を超えて保育する事業
親子教室		町内在住の1・2歳児の子どもとその保護者を対象に、子どもたちがのびのび遊べる児童館で、指導者による絵本や紙芝居の読み聞かせ、集団遊び、リズムや歌など遊びを通して子育て支援をする場
か行		
核家族世帯		夫婦とその未婚の子ども、父親または母親とその未婚の子ども、夫婦のみのいずれかからなる世帯
家庭的保育		3歳未満児を対象とし、定員が5人以下の家庭的な雰囲気の下で行う保育
休日保育事業		保護者の職種等により、日曜・祝日等の休日に家庭での保育が困難となった子どもを保育園等で預かる事業
居宅訪問型保育		保護者の自宅に訪問し、子どもと保育者が1対1で行う保育
合計特殊出生率		女性の年齢別の出生率を合計したもの。一人の女性が生涯に産む子ども数の平均
コーホートセンサス変化率法		コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、また、センサス変化率法とは、各コーホートの過去の変化率が将来も続くものと仮定して、その率を基準年の人口に掛けて将来の人口を求める方法

	子育て安心プラン	待機児童や「M字カーブ」がみられる女性就業率の解消を目指す、平成 29（2017）年に発表された国の計画
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	子育て中の保護者の日常生活を支援するため、援助を受けたい人（おねがい会員）と、行いたい人（まかせて会員）が会員となり、センターを通じて育児の助け合いを有料で行う事業
	子育て世代包括支援センター	妊娠・出産・子育てに関するさまざまな質問や悩みを相談できる窓口、支援機関のこと
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合等、児童を児童養護施設等で一時的に預かり養育・保護を行う事業
	子ども・子育て支援新制度	幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるに、平成 27（2015）年 4 月から実施された制度
さ行	三世代世帯	親と子と孫など世帯主を中心とした直系三世代以上の世帯
	事業所内保育	企業が主に従業員用に運営する施設で、子ども・子育て支援新制度では、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育することも可
	小規模保育	3歳未満児を対象とした定員が6人から19人以下の少人数で行う保育
た行	地域子育て支援センター事業	在宅乳幼児とその保護者を対象に、育児不安に対する相談指導や親子のふれあい遊びなどを通じて、子育てを支援する事業
な行	ニッポン一億総活躍プラン	日本の少子高齢化問題に正面から取り組むとともに、あらゆる場で誰もが活躍できる全員参加型の社会を目指す、平成 28（2016）年に閣議決定された国の計画
	認可外保育施設	園庭の広さなど、さまざまな設置基準の関係で国の認可を受けていない保育施設のことで、保育士の人数・保育面積・設備等で一定の基準を満たし、県知事に設置を届ける必要がある

認可保育園	国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たしている、県知事に認可された施設
認証・認定保育施設	認可保育園ではないが、自治体が独自の基準を満たしていると認証・認定した施設
認定こども園	教育・保育を一体的に行う（幼稚園と保育園の両方の特徴を併せ持つ）施設で、保護者の就労状況にかかわらず利用でき、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特徴
は行	
パブリックコメント	町の計画や重要な施策について、町民に意見を求める方法
ファミリー・サポート・センター事業	子育て中の保護者の日常生活を支援するため、援助を受けたい人（おねがい会員）と、行いたい人（まかせて会員）が会員となり、センターを通じて育児の助け合いを有料で行う事業
不育症	2回以上の流産、死産または早期新生児死亡の既往症
放課後子ども教室	子どもたちの居場所をつくるため、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業
放課後学童クラブ（学童保育）	小学校に通う児童を対象に、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る保育事業
ま行	
ママヘルプ事業	ファミリー・サポート・センター事業の中で、産前・産後の家事や育児に関する援助を行う事業
や行	
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設で、満3歳から5歳までの子どもは誰でも利用できる
ら行	
利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健、医療及び福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供及び助言等必要な支援を行う事業
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和

